任意清算公告

当社は、平成二十五年四月二十四日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年五月十五日

岡山県倉敷市福島七七番地二三

合資会社藤原総合鑑定事務所

代表社員　藤原　康正

債権申出の公告（第三回）

当社規約型企業年金は、平成二十五年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

石川県白山市松本町二五一二番地

株式会社クスリのアオキ

規約型確定給付企業年金清算人

門馬　秀一

二上採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書の公告

奈良県環境影響評価条例（平成十年奈良県条例第十一号）第十二条及び第十三条の規定に基づき、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を作成しましたので、同条例第十四条の規定に基づき、次のとおり公告します。

一、事業者の氏名及び住所

氏名　疋田　倫一（疋田砕石）

住所　奈良県香芝市今泉一〇〇―一

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称　二上採石場拡張事業

種類　土石採取事業の変更の事業

規模　拡張区域の面積

約一四・九六ヘクタール

三、対象事業実施区域

奈良県香芝市穴虫二六二四―一番地他二十一筆

奈良県葛城市加守一四六四番地他十八筆

四、関係地域の範囲

奈良県　香芝市、葛城市

大阪府　柏原市、羽曳野市、南河内郡太子町

五、準備書、要約書の縦覧の場所、期間及び時間

場所　奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）、奈良県香芝市役所都市環境部環境局環境衛生課（香芝市本町一三九七番地）、奈良県葛城市役所（新庄庁舎）市民生活部環境課（葛城市柿本一六六番地）、大阪府柏原市役所経済環境部環境保全課（柏原市安堂町一番五五号）、大阪府羽曳野市役所生活環境部環境衛生課（羽曳野市誉田四丁目一番一号）、大阪府太子町役場生活環境室及び情報コーナー（南河内郡太子町山田八八番地）、疋田砕石準備室（株式会社疋田建設二上事業所内）（香芝市穴虫二七六八―一）

期間　平成二十五年五月十五日（水）から平成二十五年六月十四日（金）まで（土日祝日を除きます。）

時間　午前九時から午後五時まで（会場によっては異なる場合があります。）

六、意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する方は、事業者に対し、書面により、これを述べることができます。

必要記載事項（日本語により記載して下さい。）

意見書を提出しようとする方の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

意見書の提出の対象である準備書に記載された対象事業の名称

準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由

七、意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

提出期限　平成二十五年六月二十八日（金）（必着）

提出先　〒六三九―〇二五二

奈良県香芝市穴虫二七六八―一

疋田砕石準備室（株式会社疋田建設二上事業所内）　原田　聖巳

その他必要事項

用紙規格　日本工業規格Ａ列四番とする。

提出方法　郵送または持参による。

平成二十五年五月十五日

奈良県香芝市今泉一〇〇―一　疋田砕石

代表　疋田　倫一

二上採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書の説明会開催の公告

奈良県環境影響評価条例（平成十年奈良県条例第十一号）第十二条の規定に基づき、二上採石場拡張事業に係る「環境影響評価準備書」を作成しましたので、同条例第十五条の規定に基づく説明会を次のとおり開催することを公告します。

一、事業者の氏名及び住所

氏名　疋田　倫一（疋田砕石）

住所　奈良県香芝市今泉一〇〇―一

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称　二上採石場拡張事業

種類　土石採取事業の変更の事業

規模　拡張区域の面積

約一四・九六ヘクタール

三、対象事業実施区域

奈良県香芝市穴虫二六二四―一番地他二十一筆

奈良県葛城市加守一四六四番地他十八筆

四、関係地域の範囲

奈良県　香芝市、葛城市

大阪府　柏原市、羽曳野市、南河内郡太子町

五、説明会の開催を予定する日時及び場所

日時　平成二十五年六月九日（日）

午後二時から午後四時まで

場所　香芝市ふたかみ文化センター第一及び第二会議室

奈良県香芝市藤山一丁目一七番一七号

近鉄下田駅下車徒歩約七分（駐車場に限りがありますので、公共交通機関でのご来場をお願い致します。）

六、お問い合わせ先

〒六三九―〇二五二

奈良県香芝市穴虫二七六八―一

疋田砕石準備室（株式会社疋田建設二上事業所内）　原田　聖巳

電話　〇七四五―七六―六三一二

（土日祝日を除く午前九時から午後五時まで）

平成二十五年五月十五日

奈良県香芝市今泉一〇〇―一　疋田砕石

代表　疋田　倫一

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年5月15日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社つるみ　②北海道知事釧路(2)480　③取締役　齋藤久美子　④北海道釧路市文苑一丁目２番１号　有限会社つるみ　取締役　齋藤京子

①株式会社後七不動産　②宮城県知事(15)569号　③代表取締役　後藤滝喜子　④宮城県栗原市若柳字川北中町36　⑤1000万円　⑥宮城県知事　⑦宮城県栗原市若柳字川北中町36　株式会社後七不動産　代表取締役　後藤滝喜子

①三井住友トラスト不動産株式会社　②国土交通大臣(7)3397　③代表取締役　阿賀俊文　④東京都中央区八重洲二丁目３番１号　廃止した従たる事務所　愛知県名古屋市中区栄４―１―１　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区八重洲二丁目３番１号　三井住友トラスト不動産株式会社　代表取締役　阿賀俊文